[事案 24-16] 遡及解約請求

・平成24年7月27日 裁定終了

<事案の概要>

解約済みの申立契約について、解約請求書を提出する前に既に解約していたとして、その時期以後に払い込まれた保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成21年6月頃、保険会社の営業所を訪れ、解約請求書を受け取った際に、記入および署名押印した解約請求書については、担当者が自宅に取りに行くと言いながら、実際には訪れなかった。本契約は、自分が解約を決め、解約請求書に署名押印した平成21年6月5日に解約したので、その後の既払保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求に応じることはできない

- (1) 約款の規定によれば、保険契約の解約を請求する場合には、所定の解約請求書を提出する必要があるが、平成21年6月当時、申立人から本契約に関し、解約請求書の提出はなされていない。
- (2) 当時、担当者が申立人に対し「解約請求書を申立人の自宅に取りに行く」等の発言をした事実はない。
- (3) 平成21年6月以降も、申立人から本契約の保険料の入金が継続しており、入金について、申立人から何らの申立てもなされておらず、申立人においても平成21年6月に本契約が解約されたものとは認識していなかったと考えられる。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理した結果、下記の理由により申立内容は認められないことから、指定(外国)生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第37条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして裁定手続を終了した。 〇保険契約は、いわゆる附合契約で、約款の記載に従って契約内容が定められ、約款に基づく取扱いがなされるが、本契約の約款には、「この約款にもとづく支払いおよび変更等は、会社所定の請求書および次の表の書類を提出して請求してください」と規定されており、解約は「変更等」に含まれると解され、申立人がこの規定について認識していなかったとしても、本契約の解約には解約請求書の提出が必要といえる。

そして、保険会社には、平成23年7月30日付け解約請求書が提出され、同日解約されていることから、本契約の解約日は平成23年7月30日であって、平成21年6月5日に遡って認めることはできず、申立人の主張を認めることはできない。

なお、申立人は、担当者が「責任をもって自宅に取りに行く」と言いながら、取りに訪れなかったことを問題にするが、担当者は、申立人が主張する事実を否定し、保険会社の主張に沿った陳述をしており、双方の言い分は異なり、その他の根拠も見当たらないので、申立人の主張する事実を認めることはできない。